

利 用 上 の 注 意

1. この報告書は、令和元年6月1日を調査期日として実施した、総務省及び経済産業省所管の「令和元年経済センサス - 基礎調査」の確報集計結果を基に作成したものである。
2. 調査は、国及び地方公共団体の事業所及び以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行った。
 - (1) 日本標準産業分類の「大分類A－農業，林業」及び「大分類B－漁業」に属する個人経営の事業所
 - (2) 日本標準産業分類の「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業」のうち「小分類792－家事サービス業」及び「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類96－外国公務」に属する事業所
3. 令和元年経済センサス - 基礎調査は、甲調査と乙調査の2種類からなり、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。

甲調査については、令和元年6月1日から令和2年3月31日までの期間で、乙調査については、令和元年6月1日現在で実施した結果である。
4. 「新規把握事業所」は、従来用いていた「新設事業所」とは定義が異なる。今回の調査では、法人番号を活用し、国税庁法人番号公表サイトに登録があり前回までの調査で捉えられていなかった事業所を調査名簿に追加している。そのため、従来の「新設事業所」よりも幅広く事業所を捉えていることから「新規把握事業所」という名称を使っている。
5. 新規把握事業所に関する集計は、事業内容等不詳を除く数値である。
6. 該当数字がないものは「-」とした。
7. 上記のとおり、令和元年経済センサス - 基礎調査は過去の経済センサスとは調査期間、調査方法が異なることから、経済センサスの時系列比較をする際には、これらの点に留意が必要である。